と法定目的税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

h　令和６年度の地方財政状況調査による法定普通税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定普通税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）と法定目的税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「１．法定目的税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）を合算した額

E　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅱ

E＝2.710×（j／i）＋0.710

j／i に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

i　オンライン利用状況調査に基づいて総務省に報告された当該市町村に存在する行政手続数のうち「港湾関係手続」及び「被産業廃棄物の処理、運搬の実績報告」に該当する手続数を除いた数

j　オンライン利用状況調査に基づいて総務省に報告された当該市町村におけるオンライン化済の手続数のうち「港湾関係手続」及び「被産業廃棄物の処理、運搬の実績報告」に該当する手続数を除いた数

F　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、０に満たないときは０とする。）

算式Ⅲ

F＝－11.111×｛（1－k）／k｝＋0.944

｛（1－k）／k｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅲの符号

k　令和元年度の公共施設状況調査による市町村公共施設状況調査表（以下この項において「市町村公共施設状況調査」という。）第20表の表側「二十三　公有財産」の「１　行政財産」のうち「本庁舎」、「その他の行政機関」の「消防施設」、「その他の行政機関」の「その他の施設」、「公共用財産」の「小学校」、「公共用財産」の「中学校」、「公共用財産」の「義務教育学校」、「公共用財産」の「高等学校」、「公共用財産」の「中等教育学

（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数に850万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数に1,250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数に1,750万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数に2,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1億円以上3億円未満の数に20,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）

j　農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1億円以上2億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別